

第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念・基本的な視点・基本目標・成果指標

(1) 基本理念

こどもは、これからの社会を担う大切な存在です。こども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

本計画では、第三次計画から掲げている基本理念を継承します。

この理念を具現化するために施策に取り組むことで、こどもの権利が保障され、こどもたちが安全な環境でいきいき育ち、また子育て家庭が子育てを楽しみながら、我孫子市に住んで良かったと実感できるまちになることを目指します。

【基本理念】

あびこの自然やひとの愛に包まれて こどもが自分らしく育つまち

《基本理念に込められた思い》

我孫子市には、手賀沼をはじめとした自然や文化遺産が豊富にあります。これら豊かな自然や文化、地域の人たち、先生、家族の愛に包まれながら、こどもがその子らしく成長できるまちを目指します。また、我孫子の自然や人のやさしきで育ったこどもが、自然の生き物や友だちに慈しみの心を持ち、健康な心と体で、ふるさと「我孫子」を自慢できるように、より豊かな環境の子育てしやすいまちを目指します。



※こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念に、すべてのこどもについて、健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められていることから、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。

本計画においても、第三次計画から掲げている基本理念を「すべての子ども」から「こども」表記に改め、「あびこの自然やひとの愛に包まれてこどもが自分らしく育つまち」として継続します。

(2) 基本的な視点

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針において、地域行動計画の策定に当たっての基本的な視点として、こども基本法第3条の基本理念のほか、こども大綱における次の項目が示されています。

①こども施策に関する基本的な方針

すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、事業や取組を推進します。

②ライフステージを通じた重要事項 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点と捉え、事業を展開します。

→3-4 子ども・若者の居場所と体験活動の充実

③ライフステージを通じた重要事項 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者の地域社会への参加・包摂を推進します。

→5-1 障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者と家庭に対する支援の充実

④ライフステージを通じた重要事項 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーに関する相談を受け付けます。

⑤子育て当事者への支援に関する重要事項

不安や孤立を感じることなく、子育てができるよう、包括的な子育て支援施策を展開します。

⑥こども施策を推進するための必要な事項 多様な声を施策に反映させる工夫

関係機関と連携し、声を聴かれにくい子どもや若者の意見を施策に反映させる方法を検討します。

⑦こども施策を推進するための必要な事項「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

客観性の高いデータの収集等を行い、エビデンスに基づく施策立案・評価・改善に努めます。

⑧こども施策を推進するための必要な事項 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

行政機関や民間団体と連携を強化し、子育て支援に関わる人材の確保・育成に努めます。



基本理念を実現するために、この基本的な視点を踏まえ、次の5つの基本目標を掲げ、各事業や取組を推進していきます。なお、基本施策1-2から基本施策5-2を本市における次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画と位置づけます。

(3) 基本目標

❀ 1 誰もが安心して子育てできるまち

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴う保育ニーズの変化に対応するため、保育園の待機児童については、引き続きゼロを堅持し、子育ての負担感や孤立感を和らげられるよう、子育てについて学んだり、喜びや悩みを共有したりすることができる交流の機会を設けます。

また、男女共同参画の視点から、子ども・子育て支援の充実と共働き・共育てを支える意識醸成を一体として進めます。

さらに、妊娠・出産・子育てといった各ライフステージでの行政手続きのデジタル化を進め、市民サービスの利便性向上を図るとともに、子育て家庭への経済的支援を実施します。

❀ 2 子どもと親が健やかに暮らせるまち

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」に基づき、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談・支援を行うことで、育児不安の軽減を図り、孤立を防ぎます。また、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、関係機関と連携を図り、必要に応じて早期支援へとつなげます。

さらに、子ども・若者の健全な育成を推進するため、各種健康診査やがん検診等を実施するとともに、児童生徒が自ら心身の健康に関心を持ち、生涯にわたって健康な生活を送れるよう、食育の指導やがん教育等を推進します。

❀ 3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち（子ども・若者の権利）

子ども・若者がのびやかに育ち、自分の力を発揮できるよう、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育みます。幼児期からの子どもの発達や学びの連続性を重視した教育を推進するとともに、一人ひとりの子どもに合った教育のあり方を考え、支援していきます。

子ども・若者の能力や可能性を伸ばし、これからの社会を生き抜く力を培うために、様々な体験や活動の場、地域の人々との交流の機会を提供し、子ども・若者の居場所づくりに取り組みます。

また、子ども・若者が社会に関心を持ち、参画して、意見を表明できる機会を確保するとともに、子ども・若者の悩みや不安を受け止めることができる体制を整え、子ども・若者の課題解決に向けた支援を進めます。

❁ 4 地域で子ども・若者を見守るやさしいまち

子どもと子育て家庭が安全に、安心して暮らすためには、身近な地域で見守られ、支えられる環境が必要です。学校支援ボランティアや子育てサポーター等の地域の担い手を増やすとともに、地域の人や団体等が子どもや子育て支援に関われるよう、地域との連携を推進していきます。

また、警察、学校、PTA、自治会、地域の防犯ボランティア等が連携し、地域防犯の意識の向上を図り、子ども・若者が事故や事件に巻き込まれるのを未然に防ぐ環境を整えていきます。

❁ 5 多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち

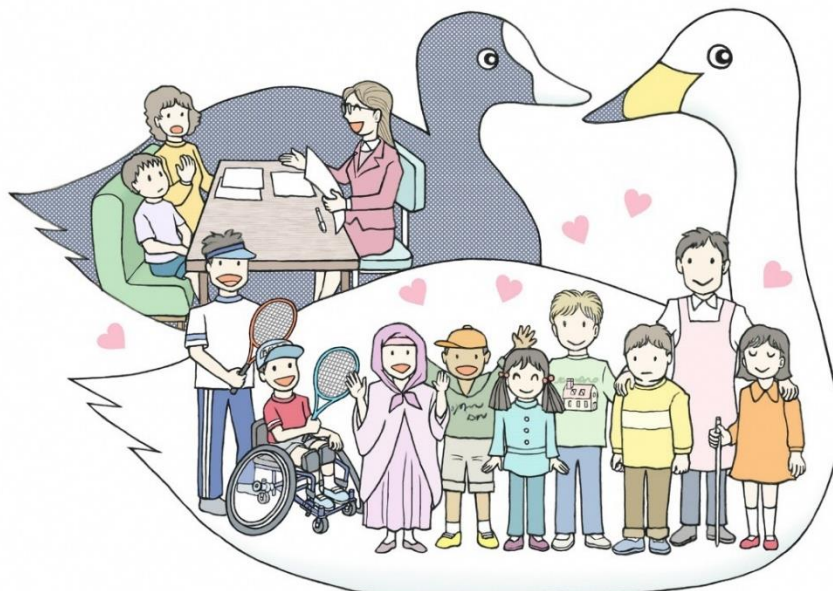
障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者とその家庭を支援していくためには、一人ひとりのニーズに沿った乳幼児期から就学、就労までの切れ目のない一貫した支援体制を構築し、適切に支援していくことが必要です。

多様化する相談に対応できる体制を整備するとともに、関係機関や学校と連携し、障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者が自立して地域生活が送れるよう支援していきます。

また、言葉、文化、生活習慣の違い等により、孤立しがちな外国にルーツを持つ子ども・家庭が安心して生活できるよう、多言語による情報提供や多言語での相談体制の充実に取り組みます。

さらに、子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活等子どもへの支援だけではなく、保護者への就労支援や経済的支援に取り組みます。

すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、心身ともに健やかに育つことができるよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。



(4) 成果指標

受益者である市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする「成果指標」を計画全体及び基本目標別に設け、評価を行います。またEBPMの推進に努めます。

計画全体を通して	指標	現状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備考
	我孫子市は子育てしやすいまちだと思ふ人の割合	79.1%	増加	アンケート調査 (子ども・子育てに関するアンケート)

基本目標	指標	現状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備考
1 誰もが安心して子育てできるまち	子育てが楽しいと思ふ人の割合	92.4%	増加	アンケート調査 (意識調査・保護者)
	保育園等の待機児童人数	0人	出さない(ゼロ)	
	学童保育の待機児童人数 (小学4年生まで)	0人	出さない(ゼロ)	
2 子どもと親が健やかに暮らせるまち	保健センターの育児全般と健康に関する相談窓口の認知度	37.2%	増加	アンケート調査 (子ども・子育てに関するアンケート)
	お子さんの健康状態が良いと回答した割合	88.4%	増加	アンケート調査 (意識調査・保護者)
3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち(子ども・若者の権利)	自分のことが好きだと思ふ人の割合	61.1%	増加	アンケート調査 (意識調査・子ども本人)
	家族や友だちと自然の中で遊ぶことができる人の割合	72.1%	増加	アンケート調査 (意識調査・子ども本人)
	地域の大人や子どもとかかわったり、何か教えてもらったりすることがある人の割合	58.2%	増加	アンケート調査 (意識調査・子ども本人)
4 地域で子ども・若者を見守るやさしいまち	子育てについてサポートできると思ふこと「特にない」と回答した割合	28.7%	減少	アンケート調査 (子ども・子育てに関するアンケート)
5 多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち	相談相手がいない人の割合	13.2%	減少	アンケート調査 (ニーズ調査)

子育てしやすいまち

あ び こ



38年連続、待機児童0

1986年から、保育園の待機児童ゼロを継続中！
市内13の全小学校に設置されている学童保育室でも
小学4年生までは待機児童ゼロを維持しています。

産前から保育園の
入園予約ができる
制度があります！



保護者と子どもの交流の場
「子育て支援センター」が市内に4か所

東京23区の約4倍も広い公園

市内には公園が200か所以上あります。
住民1人あたりの「都市公園面積」が近隣都市部
の約2～4倍と充実！
市内には、アスレチックや遊具の整った緑豊かな
公園もあり、子どもがのびのび遊べます 🍌

※千葉県市町村別一人当たり都市公園面積 (R2.3.31現在)
※令和3年東京都公園調査
※国土交通省「令和3年首都圏白書」



我孫子のシンボル「手賀沼」

手賀沼公園、ふれあいキャンプ場、
手賀沼周遊レンタサイクル 🚲

犯罪件数の少なさで1位

千葉県の人口10万人以上の17自治体で1年間の犯罪件数
を比べると、我孫子市は県内トップの少なさ！
子どもが安全に、安心して暮らせるよう、地域のみんなで
見守ります。

※令和4年度犯罪発生件数
(人口10万人以上当たりの刑法犯認知件数)

たくさんのイベント☆

Enjoy! 手賀沼、手賀沼花火大会、
あびこ子どもまつり、げんきフェスタ、
ジャパン・バード・フェスティバル 🐦

放課後の子どもの遊び場「あびっ子クラブ」

市内全13小学校に設置

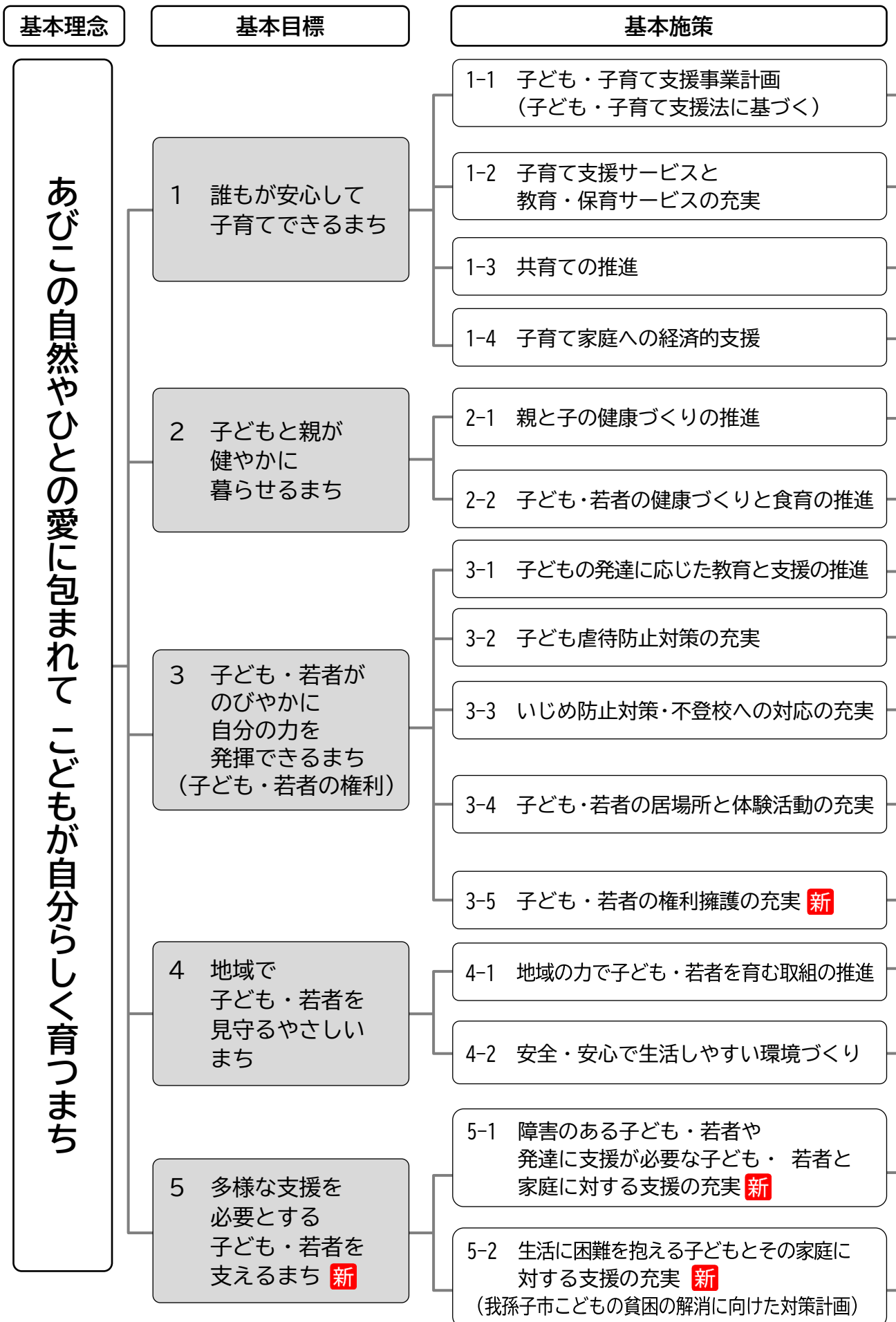
小中学校のエアコン設置率100%

市内の全公立小中学校すべての教室にエアコン設置。
中学校では体育館の設置率も100%です。



※移住PR紙「住み替えあびこナビ」2024年版より

2 施策の体系



基本施策を推進するための事業

・子どものための教育・保育給付 ・乳児等のための支援給付 ・子育てのための施設等利用給付 ・利用者支援事業
 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健康診査事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・産後ケア事業 ・養育支援訪問事業
 ・子育て世帯訪問支援事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 ・一時預かり事業 ・時間外保育事業
 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・児童育成支援拠点事業
 ・親子関係形成支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

・産休・育休予約事業 ・私立保育園・管外保育園等への保育実施委託 ・市立保育園の地域子育て事業
 ・世代間交流事業の促進 ・私立保育園等施設整備への補助 ・私立幼稚園の運営支援 ・小学生の預かり保育
 ・スマート申請の推進

・男女共同参画啓発事業の実施 ・のびのび親子学級 ・家庭教育学級

・学校給食費補助事業 ・児童手当支給事業 ・子ども医療費助成事業 ・未熟児養育医療 ・住宅リフォーム補助金

・予防接種事業 ・幼児健康診査 ・母子健康手帳の交付 ・ウェルカムベビー学級
 ・妊婦歯科健康診査 ・小児等任意予防接種費用助成事業 ・4か月児相談 ・離乳食・後期離乳食教室
 ・フッ素洗口事業 ・健康に関する相談、訪問活動 ・小児科診療所開業促進事業

・歯みがき食育指導 ・児童・生徒健康診断事業 ・生活習慣病予防検診 ・我孫子産米・我孫子産野菜の学校給食の導入事業
 ・食育だより ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・がん教育の推進

・幼保小連携事業 ・小中一貫教育の推進 ・小中学校コンピュータ教育の推進 ・学校図書館活用の推進
 ・教育・発達相談事業 ・小中学校への要請訪問指導 ・国際理解教育の推進 ・就学相談事業

・子ども虐待防止・援助活動の推進

・いじめ防止対策事業 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営 ・児童生徒からの悩み相談ホットライン
 ・長期欠席児童・生徒対策事業 ・校内・校外教育支援センターの運営 ・学級経営の支援

・あびっ子クラブ ・アビコでなんでも学び隊 ・「夏の遊びと研究大集合！」の開催 ・利用したくなる公園の整備
 ・子どもの読書活動推進 ・子どものための舞台鑑賞事業 ・手賀沼チームラン・キッズラン うなぎちカップ
 ・げんきフェスタ、あびこ子どもまつり ・環境学習の推進 ・平和事業の実施 ・手賀沼船上学習の実施
 ・青少年相談員事業への支援 ・二十歳成人式 ・子どもの学習・生活支援事業 ・子ども食堂ネットワーク ・あびこ市民活動ステーション

・子ども総合相談の推進 ・子ども議会

・コミュニティ・スクール(学校運営協議会) ・地域学校協働活動の推進 ・子育てサポーターの養成と地域活動の推進
 ・中学校の部活動地域移行 ・あかちゃんステーション ・自殺対策の推進

・我孫子市防犯協議会の活動支援 ・少年センター運営事業 ・交通安全思想の普及 ・通学路安全対策プログラム
 ・我孫子市LINE公式アカウントの運用 ・こども110番の家の普及 ・我孫子市防犯カメラ設置事業補助金
 ・我孫子市自治会等自動体外式除細動器(AED)設置補助金 ・バリアフリー情報提供事業 ・障害者移動支援事業

・療育・教育システムの構築 ・専門職員による調整・相談・療育等 ・就学に関する相談・支援業務 ・児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援
 ・障害児保育・統合保育事業 ・発達支援に関する専門職員の派遣 ・保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援
 ・相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置
 ・ライフダイアリー普及事業 ・学級支援員派遣事業 ・教育相談センターアドバイザー事業 ・通訳の派遣 ・日本語教育
 ・通訳や翻訳のための機器の導入 ・児童通所支援事業 ・育成医療給付事業 ・障害者自立支援給付 ・特別児童扶養手当支給事業

・教育扶助(要保護・準要保護児童生徒就学援助)事業 ・母子家庭等(ひとり親家庭)相談自立支援事業 ・児童扶養手当支給事業
 ・ひとり親家庭等医療費等助成事業 ・母子生活支援施設への入所措置
 ・助産施設への入所措置 ・生活保護受給者等就労自立促進事業

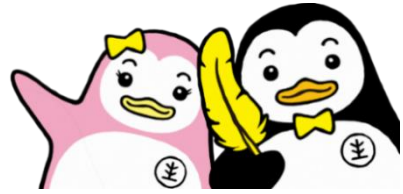
コラム

社会を明るくする運動（社会福祉課）

すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない地域社会を築くことを目指す全国的な運動です。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯や非行を防ぎ、自立・更生の手助けをすることで個人と公共の福祉を増進する更生保護の活動として、法務省が主唱して行われています。

本市では、社会を明るくする運動の取組や意義を周知するパネル展示や街頭啓発を行っています。



コラム

「ファミリー」の形は様々…パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（男女共同参画室）

市では、令和7（2025）年2月に「我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始しました。この制度は、同性パートナーの方、異性パートナーの方にかかわらず、お互いがパートナーシップの関係にあることを市に届け出て、市が届け出を受理したことを証明する制度です。届出をした方には証明カードを交付します。またお二人にお子さんや親がいる場合、あわせてファミリーシップの届出もできます。

婚姻制度と異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、すべての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指して行います。

コラム

少子化対策の取組

○千葉県少子化対策協議会

令和5（2023）年5月に、地域における少子化対策を県と市町村が連携し、より効果的に取り組むため、意見交換等の場となる「千葉県少子化対策協議会」を設置しました。地域の課題や先進事例の共有を図り、千葉県内における効果的な少子化対策の方策等を検討しています。

令和6（2024）年度には、千葉県がメタバースを活用し、若い世代の出会いの場を創出する「ちばメタ婚～メタバースで縁結び～」を開催し、市町村がイベントの広報等に協力しました。

○乳幼児触れ合い体験

乳幼児触れ合い体験は、子どもや若者にとって、子どもを生み育てることや家族を持つことのイメージを形成する貴重な機会となります。

本市でも、中学校と保育園や子育て支援センター等が連携し、乳幼児触れ合い体験の実施に努めています。体験に参加した生徒たちは、乳幼児との触れ合いを通じて、子どもとの関わり方や命の尊さ等を学びます。今後も、少子化対策の一環として、乳幼児触れ合い体験を実施していくことや、中学校の職場体験においても、保育園や子育て支援センター等と連携し、中学生が乳幼児と触れ合う機会を増やしていくことが大切です。